

農業農村整備事業品質確保推進事業（継続）

【48（49）百万円】

対策のポイント

農業農村整備事業のより一層の品質確保を図ります。

（公共工事の品質について）

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならないと規定されています。

政策目標

農地、農業用水等の整備・保全

- 農地、農業用水等の整備・保全を達成するための土地改良事業を後押し -

< 内容 >

農業農村整備事業のより一層の品質確保

農業農村整備事業のより一層の品質確保を図るために、民間技術力の評価の審査基準や評価基礎になる企業データベースの整備等を行うとともに、都道府県等の事業に携わる技術者を対象にした研修を行います。

具体的には、以下の取組を実施します。

品質審査のためのマニュアル作成

企業の技術力評価基準の作成と工種別企業データベースの構築

企業評価手法等構築のための海外事例の調査と分析

品質確保支援研修

< 事業実施主体等 >

- | | |
|----------|---------------|
| 1．事業実施主体 | 民間団体 |
| 2．補助率 | 定額 |
| 3．事業実施期間 | 平成18年度～平成22年度 |

[担当課：農村振興局整備部設計課施工企画調整室（03 - 3591 - 5798（直））]